

1. 件名：「新規制基準適合性審査(特定重大事故等対処施設)に関する事業者ヒアリング
(東海第二発電所)【108】」

2. 日時：令和5年4月25日 13時30分～16時25分

3. 場所：原子力規制庁 原子力規制庁内会議室

4. 出席者

原子力規制庁：
(新基準適合性審査チーム)
担当者8名

(技術基盤グループ 地震・津波研究部門)
担当者3名

日本原子力発電株式会社
東海第二発電所 部長、他担当者9名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電株式会社から、令和4年4月28日及び令和4年10月19日付けで申請がなされた東海第二発電所の特定重大事故等対処施設に係る設計及び工事の計画の変更認可申請(第2回及び第3回分割申請)に関して、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。これに対し、原子力規制庁は、引き続き確認することとした。

(2) 日本原子力発電株式会社から、了解した旨の回答があった。

なお、本面談については、日本原子力発電株式会社から対面での面談開催の希望があったため、「まん延防止等重点措置の解除を踏まえた原子力規制委員会の対応」(令和4年3月23日第73回原子力規制委員会 配布資料2)を踏まえ、対面で実施した。

6. その他

提出資料：

- ・東海第二発電所 設計及び工事の計画に係る説明資料(大型航空機衝突に係る説明資料)(第3回申請)(非公開※)
- ・東海第二発電所 設計及び工事の計画に係る説明資料(土木耐震に係る説明資料)(第3回申請)(非公開※)

※ 提出資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に定める不開示情報を含むため、平成29年4月26日原子力規制委員会「特定重大事故等対処施設に係る工事計画の審査の進め方について」を踏まえ、非公開とします。

以上